23板振公発第26号
平成24年1月24日

評議員　各位

財団法人 板橋区中小企業振興公社
理事長　坂本　健
(印章省略)

平成24年第1回評議員会の開催について（通知）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
標記の評議員会を下記により開催いたしますので、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

記

1　日　時　　平成24年1月30日（月）午後2時から（4時頃終了予定）

2　場　所　　区役所　大会議室　B　　9階

3　議　題
（1）諮問事項
①寄附行為の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・（諮問第1号）
②平成24年度事業計画（案）・・・・・・・・・・・（諮問第2号）
③平成24年度予算書（案）・・・・・・・・・・・・（諮問第3号）

（2）報告事項
①理事の選任について・・・・・・・・・・・・・・（報告事項1）
②監事の選任について・・・・・・・・・・・・・・（報告事項2）
③公益財団法人化後の最初の評議員について・・・（報告事項3）
④公社改革　新生公社が果たす役割・・・・・・・・（報告事項4）

(財)板橋区中小企業振興公社 事務局
(電話 3579－2175)

諮問第１号

財団法人板橋区中小企業振興公社寄附行為

第　１　章　　総　則

（名称）

第１条　この法人は、財団法人板橋区中小企業振興公社（以下「公社」という。）と称する。

（事務所）

第２条　公社は、事務所を東京都板橋区板橋二丁目65番6号におく。

（昭58．８．改正）（昭62．３．改正）（平23．８．改正）

（目的）

第３条　公社は、板橋区が産業集積地として発展を続けるために、区内事業者の継続的な経営革新の支援及び中小企業勤労者福祉の向上等を通じ、地域産業を活性化し、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（昭59．４．改正）（昭60．４．改正）（平14．４．改正）

(1)　板橋区の産業振興を図るための調査研究、情報発信に関する事業
(2)　板橋区の事業者の経営支援に関する事業
(3)　板橋区の事業者の取引拡大・交流推進に関する事業
(4)　板橋区の事業者の技術開発支援に関する事業
(5)　事業者の人材の確保・育成に関する事業
(6)　中小企業勤労者福祉の増進に関する事業
(7)　信用保証に関する事業
(8)　上記事業に関連する範囲で、他法人等から受託する事業
(9)　その他公社の目的を達成するために必要な事業

第２章　資産及び会計

（資産の構成）

第５条　公社の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　財産目録に記載された財産
(2)　会計年度内における次に掲げる収入

ア　寄附金品及び補助金
イ　資産から生ずる収入
ウ　事業に伴う収入
エ　その他の収入

（資産の種別）

第６条　公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録中基本財産に記載された財産

(2)　基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3)　理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

３　運用財産は、基本財産以外の資産とする

（基本財産の処分の制限）

第７条　基本財産は、処分し、又は担保に供することができない。ただし、公社の事業執行上やむをえない理由があるときは、理事会において理事総数の４分の３以上の同意を得、かつ東京都知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

（資産の管理）

第８条　公社の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

２　基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国債、公債、その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

（経費の支弁及び会計事務）

第９条　公社の経費は、運用財産をもって支弁する。

２　公社の会計事務は、理事長が行う。ただし、理事長が必要と認めるときは、理事会の議決を得て指定する金融機関に現金の出納事務を取り扱わせることができる。

（予算及び決算）

第１０条　公社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、会計年度終了後２か月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

（剰余金）

第１１条　前条の収支予算の結果、剰余金が生じたときは、理事会の議決を得てその全部若しくは一部を基本財産に繰り入れし、又は翌年度に繰り越すも

のとする。

（会計年度）

第１２条　公社の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

第　３　章　　役　員

（役員）

第１３条　公社に、次の役員をおく。

(1) 理 事 長　　１名

(2) 専務理事　　１名

(3) 理　　事　　３名以上８名以内（理事長、専務理事を含む。）

(4) 監　　事　　１名以上３名以内

（選任）

第１４条　理事長は、東京都板橋区長の職にある者をもってあてる。

２　その他の理事は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

３　専務理事は、理事の互選による。

４　監事は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

５　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（職務）

第１５条　理事長は、公社を代表し、その業務を統轄する。

２　専務理事は、日常の業務を処理し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

４　監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

（任期）

第１６条　役員の任期は２年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、理事長の任期は、東京都板橋区長の職にある者の在任期間とする。

３　役員は、再任されることができる。

４　役員は、辞任した場合、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なお引き続き、その職務を行わなければならない。

（解任）

第１７条　理事長は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の４分の３以上の同意を得て解任することができる。

(1)　心身の故障のため、その職務の遂行が困難と認められるとき。

(2)　役員としてふさわしくない行為があったとき。

第　４　章　　理　事　会

（構成）

第１８条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第１９条　理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　事業計画の決定

(2)　事業報告の承認

(3)　その他公社の運営に関する重要な事項

（召集）

第２０条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、開会日の５日前までに文書をもって通知しなければならない。

（議長）

第２１条　理事長は、理事会の議長となり、会議を主宰する。

（定足数）

第２２条　理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

（表決）

第２３条　理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（書面表決等）

第２４条　やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ

通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前２条の適用については、出席したものとみなす。

（議事録）

第２５条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

２　議事録には、主席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人２名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

３　前項の議事録は、議長が保管する。

（報酬及び費用弁償）

第２６条　役員の報酬及び費用弁償については、理事会の議決を得て別に定める。

第５章　評議員会

（設置及び構成）

第２７条　公社の運営に関する基本的事項について理事長の諮問に応ずるため、評議員会をおく。

２　評議員会は、評議員 10 名以上 14 名以内をもって構成する。

３　評議員は、東京都板橋区議会議員及び板橋区内の金融機関の長並びに産業界の代表者のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

４　評議員会に、会長及び副会長をおき、その選任は、評議員の互選による。

５　会長は、評議員会を代表し、評議員会の議長となる。

６　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

（招集）

第２８条　評議員会は、理事長が諮問事項を示して、これを招集する。

（諮問事項）

第２９条　理事長は、次の各号に掲げる事項については、評議員会に諮問し、その意見を聞かなければならない。

(1) 毎事業計年度の事業計画及び収支予算

(2) 毎事業計年度の事業報告及び収支決算

(3) 寄附行為の変更

(4) 解散

(5) その他公社の運営に関する基本的な事項

（準用規定）

第３０条　第16条第１項及び第３項、第17条及び第26条の規定は、評議員に、第20条第３項、第22条、第23条及び第24条並びに第25条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、第16条及び第17条及び第26条中「役員」とあるは「評議員」に、第20条、第22条、第23条及び第24条並びに第25条中「理事会」とあるは「評議員会」に、「理事」とあるは「評議員」に、第25条第３項中「議長」とあるは「理事長」に、それぞれ読み替えるものとする。

第６章　寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第３１条　この寄附行為は、理事会において、理事総数の４分の３以上の同意を得、かつ東京都知事の許可を得なければ変更することができない。

（解散）

第３２条　公社は、民法第68条第１項第２号から第４号までの規定によるほか、理事会において、理事総数の４分の３以上の同意を得、かつ東京都知事の許可があったときに解散する。

（残余財産の帰属）

第３３条　前条の規定により、公社が解散した場合において、債務を弁済してもなお残余財産があるときは、その財産は、東京都板橋区に帰属する。

第　7　章　　補　則

（委任）

第３４条　この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

（事務局）

第３５条　公社に、事務局をおく。

２　事務局に、事務局長その他の職員をおき、理事長が任免する。

３　事務局の組織その他必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

附　則

１　公社の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、別紙役員名簿（略）のとおりとし、その任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、昭和53年３月31日までとする。

２　公社の設立初年度の収支予算及び事業計画は、第10条、第19条第１号及び第29条第１号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

３　公社の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和53年３月31日までとする。

附　則

この寄附行為の一部改正は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附　則

この寄附行為の一部改正は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為の一部改正は、東京都知事の許可のあった日（平成23年８月１６日）から施行する。

附　則

この寄附行為の一部改正は、東京都知事の許可を得て平成24年４月１日から施行する。

新（変更条文案）	旧（現行条文）
財団法人板橋区中小企業振興公社 寄附行為	財団法人板橋区中小企業振興公社 寄附行為
第　1　章　　総　則	第　1　章　　総　則
（目的） 第３条 公社は、板橋区が産業集積地として発展を続けるために、区内事業者の継続的な経営革新の支援及び中小企業勤労者福祉の向上等を通じ、地域産業を活性化し、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。	（目的） 第３条　公社は、板橋区内の中小企業の経営の安定化と経済活動の円滑化を図り、もって中小商工業の育成振興に寄与することを目的とする。
（事業） 第４条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)　板橋区の産業振興を図るための調査研究、情報発信に関する事業 (2)　板橋区の事業者の経営支援に関する事業 (3)　板橋区の事業者の取引拡大・交流推進に関する事業 (4)　板橋区の事業者の技術開発支援に関する事業 (5)　事業者の人材の確保・育成に関する事業 (6)　中小企業勤労者福祉の増進に関する事業 (7)　信用保証に関する事業 (8)　上記事業に関連する範囲で、他法人等から受託する事業	（事業） 第４条　公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)　中小企業の振興を図るために必要な調査及び研究に関する事業 (2)　中小企業に対する経営相談及び金融相談に関する事業 (3)　中小企業の経営診断及び経営指導に関する事業 (4)　中小企業に対する信用保証に関する事業 (5)　工場団地等の建設に関する事業 (6)　中小企業の事業主及び従業員の福利共済に関する事業 (7)　東京都板橋区立ハイライフプラザの運営業務の受託に関する事業

(9)　その他公社の目的を達成するために必要な事業	(8)　その他公社の目的を達成するために必要な事業
第２章　資産及び会計	第２章　資産及び会計
（略）	（略）
第３章　役員	第３章　役員
（役員） 第１３条　公社に、次の役員をおく。 (1) 理事長　１名 (2) 専務理事　１名 (3) 理事　３名以上８名以内（理事長、専務理事を含む。） (4) 監事　１名以上３名以内	（役員） 第１３条　公社に、次の役員をおく。 (1) 理事長　１名 (2) 副理事長　１名 (3) 専務理事　１名 (4) 理事　８名以上 10 名以内（理事長、副理事長、専務理事を含む。） (5) 監事　２名以上３名以内
（選任） 第１４条　理事長は、東京都板橋区長の職にある者をもってあてる。 ２　その他の理事は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。 ３　専務理事は、理事の互選による。 ４　監事は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。 ５　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。	（選任） 第１４条　理事長は、東京都板橋区長の職にある者をもってあてる。 ２　その他の理事は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。 ３　副理事長及び専務理事は、理事の互選による。 ４　監事は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。 ５　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（職務） 第１５条　理事長は、公社を代表し、その業務を統轄する。 2　専務理事は、日常の業務を処理し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。 3　理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。 4　監事は、民法第59条に規定する職務を行う。 第１６条以下　（略） 附則 この寄附行為の一部改正は、東京都知事の許可を得て平成24年４月１日から施行する。	（職務） 第１５条　理事長は、公社を代表し、その業務を統轄する。 2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。 3　専務理事は、日常の業務を処理し、理事長、副理事長ともに事故あるとき、又は理事長、副理事長ともに欠けたときは、その職務を代行する。 4　理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。 5　監事は、民法第59条に規定する職務を行う。 第１６条以下　（略）

平成 24 年度事業計画

諮問第２号

１号事業

調査・研究・情報発信に関する事業

事業名	中小企業景況調査　（公益）
目　的	区内中小企業の景気動向を調査・分析し、中小企業支援施策の検討に資する。
内　容	年４回（四半期ごと）実施。（調査：東京都信用金庫協会、分析：リサーチ会社）
事業費	（事業費）1,996 千円　（内訳）　調査費 1,964 千円 会場使用料 32 千円

事業名	製造業調査事業　（公益）
目　的	区内企業のニーズを把握し、情報整備を行うとともに、併せて区産業関連施策の情報提供を行う。
内　容	3 年サイクルで実施（1 年目：区内製造業全件調査、2 年目：リーディング企業ガイド作成、3 年目：データ整備）24 年度は、リーディング企業ガイド作成
事業費	（総事業費）5,070 千円　（内訳）冊子等作成経費　5,070 千円

事業名	各種広報媒体の活用による情報提供活動　（公益）
目　的	中小企業経営支援に関する情報、産業振興に関する情報、公社情報の提供
内　容	①広報紙による情報提供 ②IT の活用による情報提供（板橋産業情報ネットマガジン「i-bridge」）
事業費	（事業費）2,426 千円　（内訳）　広報費 2,426 千円

２号事業

経営支援に関する事業

事業名	出前経営支援事業　（公益）
目　的	中小企業に対する経営診断・指導と中小企業のグループ・団体に対する勉強会、研修、セミナー等を訪問により実施し、経営基盤の強化と経営の高度化を図る。
内　容	中小企業診断士等コンサルタントが企業や団体に対して実施する勉強会・研修・セミナー等への支援
事業費	（事業費）1,500 千円　（内訳）　委託費 1,500 千円

事業名	ＩＳＯ・知的財産権助成事業　（公益）
目　的	経営基盤の強化に努め改善・改革を行おうとする中小企業及び知的財産の保護・活用を目的とする中小企業に対し、助成するものである。
内　容	対象　ISO 9001・ISO 14001・ISO 22000・ISO 27001 「特許権・実用新案権・商標権・意匠権」
事業費	（事業費）　4,000 千円

事業名	セミナー　（公益）
目　的	中小企業の経営基盤の強化と経営の高度化を目的とした講習会等の開催
内　容	いたばし産業元気塾、後継者育成事業等の経営講習会開催
事業費	（事業費）2,216 千円 （内訳）経営講習会費 1,900 千円　会場使用料等　316 千円

事業名	優良企業顕彰事業（板橋経営品質賞・働きがいのある会社賞）　（公益）
目　的	卓越した経営の仕組み作りを支援する表彰制度
内　容	「卓越した業績を生み出す経営の仕組み」について学ぶ勉強会の開催。実践し、業績をあげている企業を表彰する。
事業費	（事業費）　7,616 千円 （内訳）委託費　5,826 千円　表彰費　285 千円　協議会会費　367 千円 会場使用料　398 千円　謝金　153 千円　事務経費　587 千円

3 号事業

取引拡大・交流推進に必要な事業

事業名	いたばし産業見本市事業　（公益）
目　的	区内製造業を中心とした企業の活性化支援及び区民の地域産業に対する理解の促進を図る。
内　容	区内製造業の PR、セミナー・イベント実施、商談・交流等のビジネスチャンス拡大
事業費	（総事業費）20,831 千円　（内訳）委託費 20,831 千円

事業名	区外見本市事業（機械要素技術展、エコプロダクツ）　（公益）
目　的	区外の産業展示会に区内企業と共同で出展し、販路拡大・受発注の促進や連携強化、「ものづくり板橋」の情報発信を行う。
内　容	機械要素技術展出展：6 小間、エコプロダクツ出展：4 小間
事業費	（総事業費）14,124 千円　（内訳）委託費 7,485 千円　負担金 6,639 千円

事業名	航空産業参入支援事業　（公益）
目　的	区内企業の航空産業への参入を支援し、産業の活性化を促進するとともに、企業の技術力、品質管理力、ブランド力の向上を図る。
内　容	技術アドバイザー派遣、セミナー等の実施、国際航空宇宙展出展、発注企業との交流会実施
事業費	（総事業費）6,691 千円　（内訳）委託費 5,746 千円　負担金 945 千円

事業名	受発注支援事業　（公益）
目　的	区内中小企業の活性化を図るため、受発注機会を拡大するとともに、企業相互のネットワーク化を推進する。
内　容	企業活動コーディネイト業務、企業情報交流会・ミニ商談会の実施、海外展開支援
事業費	（総事業費）6,442 千円 （内訳）企業コーディネイト業務経費 382 千円　交流会等経費 5,817 千円 海外展開支援経費 243 千円

事業名	ものづくり夜間大学校　(その他)
目　的	板橋区と北区の合同により技術系大学等と連携し、最新の知識、技術の動向を学習する機会を設け、製品技術の高度化を支援する。
内　容	講座の実施
事業費	（総事業費）1,000 千円　（内訳）負担金 1,000 千円

事業名	ＫＩＣＣプロジェクト　(その他)
目　的	板橋区と北区の地域資源を有効活用し、企業間及び産学公の連携を積極的に進め、地域産業の活性化を図る。
内　容	運営委員会等の開催、各種プロジェクトの実施、展示会出展・PR 活動、交流会の開催
事業費	(総事業費) 500 千円　(内訳) 負担金 500 千円

4 号事業

技術開発支援に関する事業

事業名	産業デザイン講座事業　(公益)
目　的	製品開発や企業イメージの構築に必要な経営的視点による積極的なデザイン活用を促進し、経営革新を誘発する。
内　容	経営デザインフォーラム実施
事業費	(総事業費) 4,200 千円　(内訳) 委託費 4,200 千円

事業名	新製品・新技術開発チャレンジ事業　(公益)
目　的	新製品・新技術の開発意欲がある企業等に資金・技術両面で支援を行い、区内製造業の活性化を図る。
内　容	開発経費助成、技術アドバイザー派遣
事業費	(総事業費) 18,338 千円 (内訳) 審査会経費 818 千円　技術アドバイザー派遣 2,520 千円 開発経費助成 15,000 千円

事業名	製品技術大賞事業　(公益)
目　的	地域産業の優れた製品や技術を表彰し、優秀製品技術の PR を行う。
内　容	製品技術の表彰、フォローアップ事業の実施、受賞企業製品 PR 活動
事業費	(総事業費) 6,074 千円 (内訳) 表彰関係経費 3,609 千円　フォローアップ事業経費 1,350 千円 製品 PR 経費 1,115 千円

5 号事業

事業者の人材の確保・育成に関する事業

事業名	勤労者能力開発事業　(公益)
目　的	区内在学、在勤の勤労者等の資格取得の支援をする。
内　容	宅地建物取引主任者講座　ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙﾌﾟﾗﾝﾅｰ講座　簿記３級講座
事業費	(事業費) 2,393 千円 (内訳) 委託費 1,500 千円　会場使用料等 893 千円

6 号事業

勤労者福祉の増進に関する事業

事業名	勤労者福利共済事業　(公益・~~収益~~・その他)
目　的	区内中小企業の事業主、従業員の福利厚生に資する。
内　容	(別紙「平成 24 年度勤労者福利共済事業実施計画」参照)
事業費	(事業費)　85,113 千円 (内訳) 広報費 7,297 千円　給付事業費 11,865 千円　福利厚生事業費 65,951 千円

7号事業

信用保証に関する事業

事業名	信用保証事業 (信用保証の新規受付は、平成16年3月末で終了)　(収益)
目　的	既存の保証債務（50件）の管理 及び 求償権債権（644件）の管理
内　容	① 代位弁済 件数20件　② 求償権債権の回収等業務 件数 3,000件 ③ 信用保証条件の変更（返済期間の延長、返済金額の変更等）　件数70件
事業費	（事業費）　20,013千円 （内訳）求償権回収金支払費用　6,750千円　求償権償却費用5,000千円 保証料返戻 5千円　委託費　8,257千円

8号事業

他法人等から受託する事業

事業名	板橋区立ハイライフプラザの運営業務　(収益)
目　的	区内の商工業をはじめとする産業の活性化を図るとともに、産業活動を担う勤労者の福利向上に寄与すること。
内　容	施設の利用受付に関すること。
事業費	(事業費)　5,847千円　(内訳)　委託費　5,847千円

9号事業

その他公社の目的を達成するために必要な事業

事業名	板橋区及び産業団体主催事業への後援・協賛　(法人)
目　的	板橋区及び産業団体主催事業の推進を図るとともに、公社事業をＰＲする。
内　容	産業情報紙等への広告掲載、各種事業後援、産業見本市協賛　等
事業費	（事業費）　500千円　(内訳)　広報費　500千円

事業名	公益法人化に向けた対応　(法人)
目　的	公益法人制度改革関連法施行に伴い、公益法人への移行準備を行う。
内　容	公益法人制度移行コンサルタント委託
事業費	（事業費）1,200千円　(内訳) コンサルタント委託1,200千円

諮問第3号

平成24年度予算書(正味財産増減計算ベース)

（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位:円）

科　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	5,100,000		5,100,000
特定資産運用益	36,000		36,000
受取入会金	168,000		168,000
受取会費	43,800,000		43,800,000
事業収益	69,290,000		69,290,000
受取補助金	164,086,000		164,086,000
雑収益	2,417,000		2,417,000
経常収益計	284,897,000		284,897,000
(2)経常費用			
事業費	300,706,920		300,706,920
管理費	15,040,080		15,040,080
経常費用計	315,747,000		315,747,000
当期経常増減額	△ 30,850,000		△ 30,850,000
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0		0
(2)経常外費用			
経常外費用計	0		0
当期経常外増減額	0		0
当期一般正味財産増減額	△ 30,850,000		△ 30,850,000
他会計振替額	0		0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 30,850,000		△ 30,850,000
法人税等	70,000		70,000
税引後当期一般正味財産増減額	△ 30,920,000		△ 30,920,000
一般正味財産期首残高	628,688,376		628,688,376
一般正味財産期末残高	597,768,376		597,768,376
Ⅱ　指定正味財産増減の部			0
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高	238,360,000		238,360,000
指定正味財産期末残高	238,360,000		238,360,000
Ⅲ　正味財産増減の部	836,128,376		836,128,376

注)平成24年度予算より公益法人会計基準平成20年基準を適用しているため、旧会計基準の前年度予算は非表示とする。

平成24年度予算内訳書（正味財産増減計算ベース）

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

（単位：円）

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計							法人会計	合計
	公1	共通	小計	収1	収2	収3	収益共通	他1	他2	小計		
Ⅰ　一般正味財産増減の部												
1．経常増減の部												
（1）経常収益												
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,100,000	5,100,000
基本財産運用益	0		0	0	0	0		0	0	0	5,100,000	5,100,000
特定資産運用益	8,000	0	8,000	0	28,000	0	0	0	0	28,000	0	36,000
特定資産運用益	8,000		8,000	0	28,000	0		0	0	28,000	0	36,000
受取入会金	117,600	0	117,600	0	0	0	0	50,400	0	50,400	0	168,000
入会金収入	117,600		117,600	0	0	0		50,400	0	50,400	0	168,000
受取会費	30,660,000	0	30,660,000	0	0	0	0	13,140,000	0	13,140,000	0	43,800,000
正会員会費収入	30,660,000		30,660,000	0	0	0		13,140,000	0	13,140,000	0	43,800,000
事業収益	41,063,000	0	41,063,000	5,847,000	22,380,000	0	0	0	0	28,227,000	0	69,290,000
調査研究・情報発信事業収益	340,000		340,000	0	0	0		0	0	0	0	340,000
経営支援事業収益	750,000		750,000	0	0	0		0	0	0	0	750,000
交流推進事業収益	5,144,000		5,144,000	0	0	0		0	0	0	0	5,144,000
技術開発事業収益	213,000		213,000	0	0	0		0	0	0	0	213,000
勤労者能力開発事業収益	2,292,000		2,292,000	0	0	0		0	0	0	0	2,292,000
福利厚生事業収益	32,324,000		32,324,000	0	0	0		0	0	0	0	32,324,000
受託事業収益	0		0	5,847,000	0	0		0	0	5,847,000	0	5,847,000
信用保証料収益	0		0	0	630,000	0		0	0	630,000	0	630,000
求償権回収収益	0		0	0	6,750,000	0		0	0	6,750,000	0	6,750,000
代位弁済支払準備金収益	0		0	0	15,000,000	0		0	0	15,000,000	0	15,000,000
受取補助金	148,497,500	0	148,497,500	0	0	0	0	4,314,500	1,500,000	5,814,500	9,774,000	164,086,000
受取補助金	148,497,500		148,497,500	0	0	0		4,314,500	1,500,000	5,814,500	9,774,000	164,086,000
雑収益	1,405,000	0	1,405,000	0	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	12,000	2,417,000
受取利息	0		0	0	0	0		0	0	0	12,000	12,000
雑収益	1,405,000		1,405,000	0	1,000,000	0		0	0	1,000,000	0	2,405,000
経常収益計	221,751,100	0	221,751,100	5,847,000	23,408,000	0	0	17,504,900	1,500,000	48,259,900	14,886,000	284,897,000

平成24年度予算内訳書（正味財産増減計算ベース）

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

（単位：円）

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計							法人会計	合計
	公1	共通	小計	収1	収2	収3	収益共通	他1	他2	小計		
（2）経常費用				ハイライフ	信用保証			ハイラ給付	ものづくり 異本種交流			
事業費	239,418,180	0	239,418,180	5,847,000	35,419,240	0	0	17,005,300	3,017,200	61,288,740		300,706,920
役員報酬	0		0	0	0	0		0	0	0		0
給料手当	11,824,000		11,824,000	0	11,640,000	0		0	0	11,640,000		23,464,000
臨時雇賃金 ハイライフ3人	4,082,400		4,082,400	0	0	0		453,600	0	453,600		4,536,000
退職給付費用	0		0	0	0	0		0	0	0		0
福利厚生費 派遣14人	11,216,140		11,216,140	0	3,778,820	0		278,000	1,164,600	5,221,420		16,437,560
研修費	177,000		177,000	0	51,000	0		0	30,000	81,000		258,000
会議費	2,700		2,700	0	0	0		300	0	300		3,000
旅費交通費	1,760,000		1,760,000	0	641,300	0		81,100	39,000	761,400		2,521,400
通信運搬費	4,240,720		4,240,720	0	532,960	0		323,200	28,800	884,960		5,125,680
減価償却費	0		0	0	0	0		0	0	0		0
備品費	177,000		177,000	0	51,000	0		0	30,000	81,000		258,000
消耗品費	2,242,110		2,242,110	0	123,930	0		54,000	72,900	250,830		2,492,940
修繕費	0		0	0	0	0		0	0	0		0
印刷製本費	5,389,770		5,389,770	0	40,910	0		220,800	12,300	274,010		5,663,780
光熱水料費	0		0	0	0	0		0	0	0		0
賃借料	5,735,780		5,735,780	0	3,035,640	0		392,500	89,200	3,517,340		9,253,120
保険料	0		0	0	0	0		0	0	0		0
諸謝金	805,000		805,000	0	0	0		15,000	0	15,000		820,000
租税公課	0		0	0	126,000	0		0	0	126,000		126,000
支払負担金	8,925,000		8,925,000	0	0	0		108,000	1,500,000	1,608,000		10,533,000
支払助成金	19,000,000		19,000,000	0	0	0		0	0	0		19,000,000
委託費	89,705,900		89,705,900	5,847,000	3,257,000	0		2,484,100	0	11,588,100		101,294,000
新聞図書費	238,000		238,000	0	0	0		0	0	0		238,000
支払手数料	297,360		297,360	0	385,680	0		0	50,400	436,080		733,440
広報費	6,567,300		6,567,300	0	0	0		729,700	0	729,700		7,297,000
表彰費	1,081,000		1,081,000	0	0	0		0	0	0		1,081,000

平成24年度予算内訳書（正味財産増減計算ベース）

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

（単位：円）

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計							法人会計	合計
	公1	共通	小計	収1	収2	収3	収益共通	他1	他2	小計		
渉外費	0		0	0	0	0		0	0	0		0
主催事業費	65,951,000		65,951,000	0	0	0		0	0	0		65,951,000
利用助成金	0		0	0	0	0		0	0	0		0
給付金	0		0	0	0	0		11,865,000	0	11,865,000		11,865,000
求償権回収金支払費用	0		0	0	6,750,000	0		0	0	6,750,000		6,750,000
求償権償却費用	0		0	0	5,000,000	0		0	0	5,000,000		5,000,000
信用保証料返戻費用	0		0	0	5,000	0		0	0	5,000		5,000
雑費	0		0	0	0	0		0	0	0		0
管理費											15,040,080	15,040,080
役員報酬											950,000	950,000
給料手当											4,118,000	4,118,000
臨時雇賃金 (ハイライフ 3人 臨時)											2,001,000	2,001,000
退職給付費用 (派遣 14人											0	0
福利厚生費											2,553,440	2,553,440
研修費											42,000	42,000
会議費											170,000	170,000
旅費交通費											451,600	451,600
通信運搬費											40,320	40,320
減価償却費											0	0
備品費											42,000	42,000
消耗品費											102,060	102,060
修繕費											0	0
印刷製本費											446,220	446,220
光熱水料費											0	0
賃借料											1,462,880	1,462,880
保険料											0	0
諸謝金											0	0
租税公課											24,000	24,000

平成24年度予算内訳書（正味財産増減計算ベース）

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

（単位：円）

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計							法人会計	合計
	公1	共通	小計	収1	収2	収3	収益共通	他1	他2	小計		
支払負担金											0	0
支払助成金											0	0
委託費											1,515,000	1,515,000
新聞図書費											251,000	251,000
支払手数料											82,560	82,560
広報費											538,000	538,000
表彰費											0	0
渉外費											0	0
主催事業費											0	0
利用助成金											0	0
給付金											0	0
求償権回収金支払費用											0	0
求償権償却費用											0	0
信用保証料返戻費用											0	0
雑費											250,000	250,000
経常費用計	239,418,180	0	239,418,180	5,847,000	35,419,240	0	0	17,005,300	3,017,200	61,288,740	15,040,080	315,747,000
当期経常増減額	△ 17,667,080	0	△ 17,667,080	0	△ 12,011,240	0	0	499,600	△ 1,517,200	△ 13,028,840	△ 154,080	△ 30,850,000
他会計振替額	0		0				0			0		0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 17,667,080	0	△ 17,667,080	0	△ 12,011,240	0	0	499,600	△ 1,517,200	△ 13,028,840	△ 154,080	△ 30,850,000
法人税等			0							0	70,000	70,000
税引後当期一般正味財産増減額	△ 17,667,080	0	△ 17,667,080	0	△ 12,011,240	0	0	499,600	△ 1,517,200	△ 13,028,840	△ 224,080	△ 30,920,000

報告第１号

財団法人板橋区中小企業振興公社理事の選任について

理事候補者名簿

安井　賢光（やすい　けんこう）
　生年月日　昭和２３年４月１５日
　住　　所　川口市本町２－２－１５－５０５
　現　　職　板橋区副区長

大島　隆夫（おおしま　たかお）
　生年月日　昭和３２年５月２日
　住　　所　板橋区板橋１－２５－１０
　現　　職　板橋区産業連合会理事
　　（株）三星光機製作所代表取締役

榎田　時男（えのきだ　ときお）
　生年月日　昭和１３年１月３日
　住　　所　板橋区板橋３－８－１２
　現　　職　板橋区商店街連合会副会長
　　板橋宿不動通り商店街理事長

江崎　敏彦（えざき　としひこ）
　生年月日　昭和１５年３月２１日
　住　　所　新宿区下落合３－１５－２８
　現　　職　東京商工会議所板橋支部　工業分科会副分科会長
　　大和合金（株）専務取締役

澤田　和実（さわだ　かずみ）
　生年月日　昭和３０年１０月２５日
　住　　所　杉並区井草２－１４－４
　現　　職　（株）日本政策金融公庫　板橋支店長兼国民生活事業統轄

國澤　好衛（くにさわ　よしえ）
　生年月日　昭和28年11月3日
　住　　所　港区六本木3-4-5
　現　　職　産業技術大学院大学　創造技術専攻科教授

参考

寄附行為

（選任）

第１４条　理事長は、東京都板橋区長の職にあるものをもってあてる。

２　その他の理事は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

平成２４年４月１日に就任していただき、任期は２年間。

報告第２号

財団法人板橋区中小企業振興公社監事の選任について

監事候補者名簿

外勢　直樹（ほかせ　なおき）

生年月日　昭和２３年６月２日

住　　所　板橋区坂下２－１２－１０

現　　職　（社）板橋法人会　総務担当副会長

（社）板橋法人会　法人制度改革対策プロジェクトチーム委員長

川口　志朗（かわぐち　しろう）

生年月日　昭和２３年３月７日

住　　所　板橋区清水町８１－１

現　　職　東京税理士会板橋支部　相談役

川口会計事務所所長

参考

寄附行為

（選任）

第１４条４　監事は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

平成２４年４月１日に就任していただき、任期は２年間。

報告３

評議員選定委員会議事録

財団法人　板橋区中小企業振興公社

１　日　　時　平成23年11月18日（金）　午前10時から午前11時
２　場　　所　板橋区立グリーンホール　５０３会議室
３　出席状況　委員現在数　５名　定足数　３名
　　出席者　４名
　　坂本あずまお氏　・　高橋二三男氏
　　田代　成昭氏　　・　森田　泰夫氏
　　欠席者　１名
　　城戸口隆俊氏
　　事務局　上原管理係長・飯田・森山

４　議　　案　議長の互選
　　評議員の選任

５　議事の経過及び結果
議事録署名人　参加委員全員
議案について
１　議長の互選について
田代委員から、議長に坂本委員の推薦があり、出席委員全員一致で坂本委員を議長に選出。

２　財団法人板橋区中小企業振興公社における公益財団移行後の最初の評議員の選任について
資料に基づき評議員の選任方法、定数等について説明を行った。続いて、候補者名簿に基づき、一人一人について経歴等について事務局より説明を行った。

高橋委員より、評議員について、任期中に職が変わった場合、職で見るのか、個人で見るのか。
職によるものとし、その都度、評議員選定員会を開催し、人選を行う。

その他の意見は出されなかった。

５名の候補者について決議を行ったところ、全員一致で選任された。

議事録が正確であることを証するため、議長、出席評議員選定委員は、次の通り署名捺印する。

議　長　坂本東生　印

議事録署名人　高橋二三男　印

議事録署名人　田代成治　印

議事録署名人　森田泰夫　印

公益財団法人化後の最初の評議員名簿

	氏　名	現在の役職	公社での就任状況	就任年月	主な経歴
1	石井　勉	板橋区議会議長	平成18年6月～平成19年6月　平成23年6月～	平成11年5月～	板橋区議会議員
				平成12年5月～	健康福祉、企画総務、予算特別、議会運営等の各委員会委員長を歴任
				平成23年5月～	板橋区議会議長
2	松岡しげゆき	板橋区議会副議長	平成17年5月～平成19年6月 平成23年6月～	平成15年5月～	板橋区議会議員
				平成16年5月～	防災・まちづくり促進調査、環境保全、予算審査特別の各委員会の副委員長を歴任。都市建設、健康福祉委員会の正副委員長を歴任
				平成23年5月～	板橋区議会副議長
3	吉川　宏	社団法人 板橋産業連合会会長	平成19年6月～	平成9年1月～	トックベアリング株式会社　代表取締役社長
				平成19年5月～	社団法人　板橋産業連合会会長
				平成19年6月～	板橋区社会福祉協議会　理事
4	原田　曉暉	板橋区商店街連合会 会長	平成17年5月～	平成5年4月～	曉淳開発設立　代表取締役社長
				平成17年5月～	板橋区商店街連合会会長
				平成17年6月～	板橋社会福祉協議会　理事
5	吉村　健正	東京商工会議所板橋支部 会長	な し	平成11年3月～	(株)ルケオ　代表取締役会長兼CEO
				平成23年2月～	東京商工会議所板橋支部会長
				平成23年6月～	板橋区観光協会副会長
6	半　澤　進	板橋区しんきん協議会 会長	な し	平成19年6月～	東京信用金庫理事長
				平成21年6月～	板橋区しんきん協議会会長
7	藤田　浩二郎	産業経済部長	平成23年4月～	平成12年4月～	区議会事務局次長
				平成21年4月～	健康生きがい部(保健所)参事
				平成23年4月～	産業経済部長
8	真野　英人	産業振興課長	な し	平成19年9月～	課税課長
				平成21年4月～	財政課長
				平成22年4月～	産業振興課長

公社改革　新生公社が果たす役割

平 成 ２ ４ 年 １ 月

財団法人　板橋区中小企業振興公社

■中小企業観の変遷

昭和３８年（１９６３年）制定の旧・中小企業基本法から平成１１年（１９９９年）制定の新・中小企業基本法へ

～下請け関係等の格差の是正から、多様で活力ある成長発展へ～

新旧の中小企業基本法の基本理念の違い

○「旧基本法」･･･企業間における生産性等の「諸格差の是正」

政策目標⇒生産性向上（構造の高度化）、取引条件の向上（下請け関係の是正）

⇒「弱者」としての画一的なマイナスイメージ

○「新基本法」･･･独立した中小企業の多様で活力ある成長発展

政策目標⇒経営革新・創業の促進、経営基盤強化、環境激変への適応円滑化等

⇒日本経済の「ダイナミズム」の源泉として、また、自己実現を可能とする魅力ある雇用機会創出の担い手としての位置づけ

○　中小企業憲章（平成２２年６月閣議決定）

＜基本原則＞　中小企業政策に取り組むうえでの政府の基本原則

□　経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

□　起業を増やす

□　創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

□　公正な市場環境を整える

□　セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

＜行動指針＞　具体的な取り組みを進めるうえでの政府の行動指針

- □　中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する
- □　人材の育成・確保を支援する
- □　起業・新事業展開のしやすい環境を整える
- □　海外展開を支援する
- □　公正な市場環境を整える
- □　中小企業向けの金融を円滑化する
- □　地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する
- □　中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

■中小企業に期待される地域における役割

「新たな産業の創出」・「就業機会の増大」・「地域経済活性化」

■板橋区における産業振興施策の転換点

- □　産業活性化基本条例の制定（平成 17 年）
- □　産業経済部の設置（産業振興課・産業活性化推進室・くらしと観光課）
- □　第一次産業振興構想の策定（平成 17～概ね 10 年）

■産業活性化基本条例で定義された基本方針

- □　事業者自らの創意工夫（自律的な発展の促進）
- □　生活と産業が調和したまちづくりの推進
- □　地域資源を積極的に活用した新たな価値の創造
- □　事業者を中心として、区民と区が一体となった産業の活性化

■区と公社の連携による産業施策

区が担う計画的施策展開及び産業界全般の活性化を図る事業

＋

機動性・柔軟性などの公社の優位性を活かした個別的支援

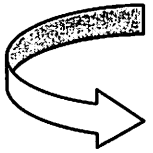

相乗効果による地域経済における新たな産業活力の創造

■公社の使命

国内外を取り巻く経済環境や産業構造の変化に対応できる地域の産業基盤の強化と企業の経営力・技術力向上に向けた支援を通じて、区内中小企業等の振興と勤労者福祉の向上を図り、豊かな地域社会の発展に貢献すること

■「中小企業振興」からオール板橋の「産業振興」へ

経営革新・経営基盤強化・環境激変への適応円滑化等の支援により地域産業を活性化し、もって活力ある地域社会の実現をめざす⇒区内産業界全体を元気に！

- ○ 下請け支援（＝「弱者」）などの固定化した中小企業支援イメージの払拭
  （関東圏自治体＝東京、茨城を除く５県、政令市全てですでに“産業”を使用）
- ○ 地域産業の担い手の多様化への対応
- ○ 創業・新産業創出・技術革新支援等、よりポジティブな事業者支援の展開
- ○ 雇用の創出・能力開発を含めた幅広い人材育成支援
- ○ 勤労者福祉サービス事業等、活力ある地域社会の実現を目的とした事業
- ○ 公益財団として「豊かな地域社会の発展に貢献する」公社使命の具現化

■新公益財団の組織体制

理事長
専務理事
事務局長

理事
理事
理事
理事
理事
監事
監事

管理係 8名 派遣4名 期限付3名 短時間1名
①公社全体の管理・庶務に関する業務
②理事会・評議員会に関する業務
③区や他団体との関係に関する業務
④調査研究・情報発信に関する業務
⑤債権管理・信用保証に関する業務（期限付3名は、主にこの業務に携わる）
⑥経営相談に関する業務
⑦助成金に関する業務
⑧就労・勤労者の能力開発に関する業務
⑨その他、他係に関わらない業務

受発注支援係 7名 派遣3名 期限付4名
①受発注の支援に関する業務（期限付4名は、主にこの業務に携わる）
②産業見本市の開催に関する業務
③その他、受発注を目的とする事業や交流に関する業務

広域販路開拓係 5名 派遣5名
①将来的な販路開拓に関わる業務
②受発注を直接目的としない交流に関する業務
③特定業種を事業目的とする業務
④顕彰に関する業務
⑤セミナーの企画開催

勤労者福利係 6名 派遣2名 期限付2名 短時間2名
①ハイライフプラザの受付業務
②ハイライフいたばしの運営管理に関する業務（期限付2名は、主にこの業務に携わる）

24.10.1取得のためのスケジュール

			都との関係	企画・財務・法規・労務	選定委員会	評議会	理事会
23	5	理事会 決算・事業計画 新理事・新評議員の基本的考え方 最初の評議員選定委員の基本的考え方 公益法人取得に向けて必要な事業量(素案)	評議員選任方法の認可申請			声掛け	声掛け
23	6	評議会 同上	選定委員選定作業		確定		
23	7	理事会 新定款素案 評議員選定委員の選任・規定 仕分け確認	申請書類作成開始	仕分け完了 (部の方針)			
23	10	理事会・評議会 新定款(案) 基本構想 評議員候補者の推薦 役員報酬支給基準		基本構想完成			
23	11	評議員選定委員会の開催	申請書素案作成	基本規程類完成		確定	
23	12			新年度予算作成 財務システム導入			
24	1	理事会・評議会 ◎評議員の決定報告 ◎事業計画(組織項目含む) ◎新年度予算 ◎寄附行為変更 ◎新理事の選定	都と本格的検討				確定
24	3	理事会・評議会 ◎移行認定申請決議 ◎4月以降公社就業規則 ◎規程類の見直し	公益財産法人への移行認定申請	就業規則関係見直し完了			
	4	組織再編(事業移管) 新理事就任		決算作成 追加書類			新理事
	5	理事会・評議会 決算認定	都で委員会				
	6			追加書類			
	7		都で委員会				
	8			新予算作成			
	9	認定書交付 理事会・(旧)評議会 新予算可決 登記等、各種手続き準備	認定通知書受領				
	10	登記手続 理事会・(新)評議会	移行手続き報告				

正　誤　表

	正	誤
諮問第1号	財団法人板橋区中小企業振興公社寄附行為	
	第24条 （書面表決等）	
	この場合において、前2条の適用については、	この場合において、前2条の適用にてついては、
	第29条 （諮問事項）	
	(1) 毎会計年度の事業計画及び収支予算	(1) 毎回計年度の事業計画及び収支予算
	(2) 毎会計年度の事業報告及び収支決算	(2) 毎回計年度の事業報告及び収支決算
	新旧対照表	
	財団法人板橋区中小企業振興公社　寄附行為	財団法人板橋区企業振興公社　寄附行為
諮問第2号	平成24年度事業計画	
	1P　1号事業　調査・研究・情報発信に関する事業	
	事業名　中小企業景況調査 （公益）　　事業費 （1,996千円）	
	(内訳)調査費1,964千円　会場使用料等32千円	(内訳)調査費1,964千円
	3P　6号事業　勤労者福祉の増進に関する事業	
	事業名　勤労者福利共済事業 （公益・その他）	事業名　勤労者福利共済事業 （公益・収益）
報告事項1号	財団法人板橋区中小企業振興公社理事の選任について　　理事候補者名簿	
	國澤　好衛	
	生年月日　　昭和28年11月3日	生年月日
	住　所　~~渋谷区~~六本木3-4-5	住　所